

令和7年稲敷市農業委員会第12回総会

〔12月10日〕

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程 4 報告第3号 農地法第18条（通知）
日程 5 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程 6 議案第2号 農地法第4条（知事）
日程 7 議案第3号 農地法第5条（知事）
日程 8 議案第4号 現況証明（農委処分）
日程 9 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
日程10 議案第6号 稲敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について
日程11 議案第7号 稲敷市農業委員会委員の辞任について
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 議案第1号
日程 6 議案第2号
日程 7 議案第3号
日程 8 議案第4号
日程 9 議案第5号
日程10 議案第6号
日程11 議案第7号
-

出席委員

1番	吉田武君	12番	遠藤一行君
2番	篠崎文夫君	13番	足立久美子君
4番	山口幸一君	14番	内田和新君
5番	永野修君	15番	山口和彦君
6番	宮本信夫君	16番	飯塚治正君
7番	篠崎惣壽君	17番	坂本富男君

8番	村松清美君	18番	川島昇君
9番	坂本和夫君	19番	根本脩君
10番	村山文雄君		
11番	墳本典勇君		

欠席委員

3番 黒澤克巳君

出席説明員

農業委員会事務局長	中島臣哉君
農業委員会事務局長補佐	宮本祐司君
農業委員会事務局係長	坂本証君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和7年12月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は18名です。欠席委員は、3番黒澤克巳委員の1名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員さん14名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は9番坂本和夫委員、10番村山文雄委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」について報告いたします。議案書1ページをお開き願います。

農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届け出1件でございます。

申請番号1番 田1筆、畑1筆、2, 813㎡になります。

この届出は、農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書2ページから8ページまでの9件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作しております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第3号「農地法第18条（通知）」について報告いたします。

議案書9ページから12ページまでの9件でございます。農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。申請番号1番から6番につきましては、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくお願ひいたします。

日程5 議案第1号 農地法第3条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。
なお、申請番号19番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に、わたくし根本が該当いたします。申請番号1番から18番の採決終了後、申請番号19番を議題といたします。その際にわたくし根本は退室させていただき、議長は18番川島委員にお願いいたします。申請番号1番から18番について、事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 13ページをお開き願ひます。

議案第1号「農地法第3条（委員会）」でございます。

売買による所有権移転8件、贈与による所有権移転6件、賃貸借権の設定4件でございます。

申請番号1番 上根本字中南下、田1筆、103㎡についてでございますが、受人が耕作便利のため買い受けるものでございます。

申請番号2番 寺内字寺内、他1地区、田4筆、7,505㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号3番 太田字三十枚田、田1筆、2,019㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号4番 太田字三十枚田、田1筆、3,955㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため借り受けるものでございます。

申請番号5番 江戸崎字原、畑1筆、5,69㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため譲り受けるものでございます。

申請番号6番 高田字鍋作、田1筆、2,381㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号7番 古渡字ゴアン前、畑1筆、400㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号8番 結佐字流作、田1筆、2,402㎡についてでございますが、受人が耕作便利のため譲り受けるものでございます。

申請番号9番 八千石字八千石、他1地区、田15筆、50,393㎡についてでございますが、受人が賃貸借契約を更新するものでございます。

申請番号10番 八筋川字ト杭、他1地区、田5筆、7,290㎡についてでございますが、受人が賃貸借契約を更新するものでございます。

申請番号11番 佐原下手字下手、田1筆、1,424㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため借り受けるものでございます。

申請番号12番 八筋川字ト杭、田1筆、2,245㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号13番 西代字東田、畑1筆、25㎡についてでございますが、受人が家庭菜園を行うために買い受けるものでございます。なお、新規取得者のため、営農計画書及び確認書が添付されております。

申請番号14番 福田字大峯、田1筆、337㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため譲り受けるものでございます。

申請番号15番 伊佐部字伊佐部、田1筆、548㎡についてでございますが、受人が耕作便利のため譲り受けるものでございます。

申請番号16番 伊佐部字大境上、田1筆、271㎡についてでございますが、受人が耕作便利のため譲り受けるものでございます。

申請番号17番 伊佐部字大境上、田1筆、297㎡についてでございますが、受人が耕作便利のため譲り受けるものでございます。なお、申請番号15番、16番、17番については、過去に交換済みの農地の名義を正しく登記するための申請であるため贈与となっております

申請番号18番 太田字柳渕、田1筆、2,813㎡についてでございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号申請番号1番から18番の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番、2番について、山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○4番（山口幸一君） 4番山口です。申請番号1番について、報告いたします。

12月4日に野村推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台を所有しております。農作業従事日数は160日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

続いて、申請番号2番について、報告いたします。

12月5日に沼崎推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は180日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号3番、4番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。申請番号3番、4番について報告いたします。

12月5日に松田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、近くの親戚よりリースすることです。農作業従事日数は150日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号5番から7番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○7番（篠崎惣壽君） 7番篠崎です。申請番号5番について、報告いたします。

12月8日に宮本推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は200日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

続いて申請番号6番、7番について、報告いたします。

12月8日に木村推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数200日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号8番、9番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本富男君） 17番坂本です。申請番号8番、9番について、報告いたします。

12月7日に風間推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。2件ともに受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具等の所有状況は、8番についてはトラクター1台、田植機1台、コンバイン2台、乾燥機2台、軽トラック1台を所有しております。また、9番においてはトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、軽トラック2台を所有しております。農作業従事日数は2件ともに150日以上です。調査の結果、2件とも受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号10番から13番について、坂本和夫委員より報告をお願いいたします。

○9番（坂本和夫君） 9番坂本です。申請番号10番、11番について、報告いたします。

12月7日に坂本推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具等の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック2台を所有しております。農作業従事日数は300日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

続いて申請番号12番について、報告いたします。

12月7日に坂本推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具等の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台、耕運機1台を所有しております。農作業従事日数150日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

続いて、申請番号13番について、報告いたします。

12月7日に坂本推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は家庭菜園をしている農業者であります。農機具の所有状況は鍬、鎌1丁ずつを所有しております農作業従事日数は150日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号14番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番（山口和彦君） 15番山口です。申請番号14番について、報告いたします。

12月4日に板橋推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具等の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラック1台、耕運機1台を所有しております。農作業従事日数300日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号15番から17番について、わたくし根本より報告いたします。

○19番（根本 脩君） 19番根本です。申請番号15番について、報告いたします。

12月3日に鳥羽推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に野菜等を栽培している農業者であります。農機具等の所有状況は、田植機1台、野菜作りに必要な道具を所有しております。農作業従事日数300日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

続いて、申請番号16番、17番について、報告いたします。

12月3日に高城推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に野菜等を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、軽トラック1台、耕運機1台を所有しております。野菜以外の作業は委託しております。農作業従事日数は180日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） 申請番号18番につきましては、茨城県農林振興公社の農地中間管理事業による特例事業の売買のため、調査報告は省略いたします。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」申請番号1番から18番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、議案第1号「農地法第3条（委員会）」申請番号19番の議題に入ります前に、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に、わたくし19番根本が該

当いたしますので退室させていただき、議長は18番川島委員をお願いいたします。

(根本委員退室)

○議長(川島 昇君) それでは、議案第1号 農地法第3条(委員会) 申請番号19番を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐(宮本祐司君) 17ページをお開き願います。

贈与による所有権移転1件でございます。

申請番号19番 阿波崎字前畑、畑3筆、786㎡についてでございますが、受人が耕作便利のため譲り受けるものでございます。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号申請番号19番の説明は以上です。

○議長(川島 昇君) 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号19番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番(坂本富男君) 17番坂本です。申請番号19番について、報告いたします。

12月3日に黒田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具等の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラック2台を所有しております。農作業従事日数200日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長(川島 昇君) ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(川島 昇君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号19番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(川島 昇君) 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。それでは、19番根本委員の入室を認め、わたくし川島の議長の任を解かせていただきます。

(根本委員入室)

日程6 議案第2号 農地法第4条(知事)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第2号「農地法第4条(知事)」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長(坂本 証君) 18ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第4条(知事)」でございます。

申請番号1番 結佐字上結佐、田1筆、450㎡についてでございますが、非線引き区域、土地改良区域除外済みで10ha以上の広がりのある農地であることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、当該地の周辺で水稻を栽培しておりますが、耕作面積の増加に伴い、作業の効率化を図る必要が出てきたため、農業用倉庫1棟を建築する計画です。なお、第1種農地と判断した区域でございますが、農地法施行令第11条第1項第2号イ、農業用施設に該当します。

これで、議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本富男君） 17番坂本です。

申請番号1番について、去る5日、風間推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、農業用施設として使用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第4条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程7 議案第3号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 19ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番 神宮寺字馬場尻、畑3筆、1,240㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を雑種地や山林に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は、市内で鉄鋼業を営む事業者で、社員の福利厚生を考え、食堂を建設するため申請を行うものであります。転用計画は食堂、鉄鋼造1棟233.47㎡。取水は水道、汚水雑排水は公共下水に接続し、雨水は敷地内に浸透処理施設を設置する計画です。

申請番号2番 寺内字平松、畑4筆、3,137㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を雑種地や山林に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用

目的は太陽光発電施設用地。650Wパネル720枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号3番 高田字大畑、畑2筆、1,161㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。590Wパネル152枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号4番 中山字天神谷、畑2筆、808㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。595Wパネル135枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号5番 江戸崎字児松、畑1筆、497㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。申請人は現在、市内の借家に居住しておりますが、将来を考え、自己住宅を建設するものでございます。転用計画は木造2階建1棟、66.24㎡。取水は井戸、汚水雑排水は合併浄化槽処理後、敷地内浸透処理する計画です。

これで議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。

申請番号1番について、去る5日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、事業用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号2番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。

申請番号2番について、去る5日、松田推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○7番（篠崎惣壽君） 7番篠崎です。

申請番号3番について、去る8日、藤巻推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○12番（遠藤一行君） 12番遠藤です。

申請番号4番について、去る8日、海老原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号5番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○10番（村山文雄君） 10番村山です。

申請番号5番について、去る8日、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「農地法第5条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程8 議案第4号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 21ページをお開き願います。

議案第4号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付9件でございます。

申請番号1番 浮島字竹ノ下、畑2筆、610㎡についてですが、昭和62年頃から宅地として使用しており、撮影年月日平成6年11月9日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号2番 清水字あらく、畑1筆、456㎡

申請番号3番 清水字あらく、畑2筆、1,288㎡

申請番号4番 下根本字西の台、畑1筆、1, 074㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号5番 中山字中山、田1筆、472㎡についてですが、20年以上前から倉庫用地として使用しており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号6番 犬塚字白旗、畑1筆、488㎡についてですが、30年以上前から宅地として使用しており、撮影年月日平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号7番 佐倉字佐倉原、畑1筆、423㎡についてですが、碎石が混じっており、今後の耕作に供される見込みがないとの申請になります。

申請番号8番 月出里字花指、田1筆、975㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号9番 江戸崎字狸崎、畑1筆、36㎡についてですが、平成15年前から宅地として使用しており、撮影年月日平成17年11月8日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。黒澤委員が欠席のため代理で報告します。

申請番号1番について、去る5日、黒澤委員と小貫推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、昭和62年頃から宅地として使用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号2番、3番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番（山口和彦君） 15番山口です。

申請番号2番、3番について、去る5日、坂本委員と中沢推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、いずれも現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番について、山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○4番（山口幸一君） 4番山口です。

申請番号4番について、去る8日、遠藤委員と油原推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号5番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○12番（遠藤一行君） 12番遠藤です。

申請番号5番について、去る8日、山口委員と海老原推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、20年以上前から倉庫用地として使用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号6番、7番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本信夫君） 6番宮本です。

申請番号6番、7番について、去る5日、墳本委員と清原推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、申請番号6番については、30年以前から宅地として使用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。申請番号7番については、現地は碎石等が混じっており、耕作に適さない土地であり、周囲の状況を見ても今後耕作に供される見込みがないことを確認しました。調査の結果は、いずれも農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号8番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本典勇君） 11番墳本です。

申請番号8番について、去る5日、宮本委員と古渡推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号9番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○10番（村山文雄君） 10番村山です。

申請番号9番について、去る8日、篠崎委員と清原推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、平成15年頃から宅地の一部として使用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程9 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 23ページをお開き願います。

議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」でございます。

農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

新規設定が10件、20筆、54,777㎡、期間満了に伴う更新が8件、41筆、75,190㎡となっております。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程10 議案第6号 稲敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第6号「稲敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 32ページをお開き願います。

議案第6号 稲敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を別紙のとおり改正する。34ページから35ページをお開き願います。右側が現行の規則、左側が改正案となります。現行の第1条の2、「この告示において」が「この規則において」になります。言葉の間違いにより訂正するものであります。

別表第2条関係ですが、現行では地区名を旧4町村名で定数を定めております。改正案では、旧4町村の地区名を現在の農地利用最適化推進委員の割当て地区、人数で細分化しております。総会終了後のその他でもご説明させていただきますが、新利根太田地区割当ての推進委員が2名欠員となりましたので、新利根太田地区2名の募集をするために地区、定数の改正をするものであります。来年度、令和9年2月の任期満了による募集についてもこの改正案で募集、選任する改正となります。

次に、36ページから41ページの様式をお開き願います。様式1号改正案、様式2号改正案、様式3号改正案の下から3段目推薦する地区に括弧を追加となります。括弧の中に先ほど説明しました細分

化した地区名を記載するものでございます。議案第6号の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。内田和新君。

○14番（内田和新君） 東地区は農業委員が5名いますので、東地区の地区割を4地区とすると1名は流動的に変わることができてしまうと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 農業委員には地区割がございません。稲敷市全体で募集しますので、極端な例でいうと、東地区で19名になるということもありえます。

○議長（根本 脩君） 農業委員は市全体で公募しているが、これまでの経過でいうと各地区のバランスを考えて、現在のような定数でみなさんが理解の上で応募しているのが実情であります。

内田和新君。

○14番（内田和新君） 今回の改正案では、全体的なバランスを考えての割当てにしたと思うのですが、ただ、このままではこの先ずっとそうになってしまうので、状況により例外的に変えることができるような一文を付け加えてもらえればと思います。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 申し訳ございませんが、この場ですぐに回答をお出しできません。そういった内容になると文面を再度検討させていただきます。

○議長（根本 脩君） 旧4町村での地区の推進委員の総数は決まっているので、細かく定めなくてもいいのではないかと思います。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 他の地区でも流動的に変わることがあるのであれば、別表の表記は細かく確定をしないで総数のみで流動的にできるよう訂正したいと思います。

内田和新君。

○14番（内田和新君） 東地区のなかでも地区毎に田と畑の割合がだいぶ違っています。田と畑では委員の負担割合が変わってきますのでその辺も加味していただいて、みなさんに諮ってもらえればと思います。

○議長（根本 脩君） 文面に括弧書きや但し書きなどの方法もあると思うが。人数を入れないということも考えられるのではないかと。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 市の文書法制係にも相談しまして、先ほどの流動的な選任ができるような文面を検討したいと思います。次回の総会に提出できればと思います。

○議長（根本 脩君） この議案につきましては、次回改めて再提出させていただくということで、議案第6号については保留とさせていただきます。

日程11 議案第7号 農業委員会委員の辞任について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第7号「農業委員会委員の辞任について」を議題といたします。篠崎惣壽委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当いたしますので、7番篠崎惣壽委員の退室を求めます。

（篠崎委員退室）

○議長（根本 脩君） 事務局の説明をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 42ページをお開き願います。

議案第7号 農業委員会委員の辞任について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第13条第1項の規定により、下記の農業委員の辞任について、農業委員会の意見を求める。

去る令和7年11月18日に、篠崎惣壽委員より箕市長宛て、一身上の都合により令和7年12月10日をもって市農業委員を退職願いたいと、辞任願が提出されました。その後、11月25日付け箕市長より根本会長宛て、篠崎惣壽委員の辞任について諮問書が提出され、総会に議案として諮られた次第であります。農業委員会等に関する法律第13条に、「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる」と規定されております。この規定に基づきまして、本総会の議決をもって農業委員会の意見とし、市長宛て答申をするものでございます。一身上の都合についてお話しますと、体力の衰えにより農業委員の業務を続けることが難しいという理由であり、正当な事由と判断して差し支えないと思われまます。議案第7号の説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第7号「農業委員会委員の辞任について」を採決いたします。本案は、篠崎惣壽委員の辞任に同意する委員は、挙手をお願いいたします。

（同意者挙手）

○議長（根本 脩君） 同意多数と認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

引き続き、今後の予定等について事務局から説明願います。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

ただ今の議決で、篠崎惣壽委員の辞任に同意するという事で市長宛て答申させていただきます。欠員の補充についてですが、稲敷市農業委員会の委員の選任に関する規則第10条第1項に、「市長は、罷免、失職及び辞任により農業委員の欠員が生じた場合は、この規則に定める手続きに基づき、速やかに農業委員の補充に努めるものとする」と規定されております。以上のことを踏まえ、本総会後に根本会長以下5役の方と江戸崎地区委員4名の方にお集まりいただき、協議させていただきたいと考えております。私からの説明は以上となります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

それでは、7番篠崎惣壽委員の入室を認めます。

（篠崎委員入室）

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和7年12月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。
大変御苦労さまでございました。

午後3時40分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

9 番 委 員 坂 本 和 夫

10 番 委 員 村 山 文 雄